

警報発令時の対応について

新居浜市に警報が発令された際には、下記に示すとおりとする。

1 発 令 の 確 認

登校前に松山地方気象台から警報が発令されている場合。（目安は午前7時のテレビ等、マスメディアの報道）

2 警 報 の 種 別

自宅待機・休校の理由となる「警報」の種類について（令和8年5月下旬～）

	大雨	土砂災害	暴風	暴風雪	大雪
特別警報	大雨特別警報	土砂災害特別警報	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報
危険警報	大雨危険警報	土砂災害危険警報	—	—	—
警 報	大雨警報	土砂災害警報	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報

※「高潮警報」および「波浪警報」は対象外

※「河川氾濫警報」は1級河川などの大河川が対象（新居浜市内の河川は対象外）

3 警報発令時の対応

- (1) 家を出発していない生徒は、自宅待機とする。
- (2) 登校途中に警報発令を知った時は、次の三つの方法の中から最も安全と思われる方法を選択すること。
 - ア 自宅に戻り、自宅で待機する。
 - イ そのまま登校し、学校内で待機する。
 - ウ 近くの最も安全な場所に避難する。（家庭・学校へ連絡のこと。）

4 警 報 解 除 後

- (1) 警報が解除され次第、生徒は安全に留意しつつ速やかに登校する。なお、公共交通機関の状況等、何らかの事情で登校に時間が掛かる、若しくは登校できない状況にある生徒は、必ず学校に連絡すること。
- (2) 正午までに警報が解除されなければ休校とする。

※ 自宅待機中は天候の回復状況やテレビ等、マスメディアの情報に耳を傾け、自らが解除の情報収集に努めること。

5 そ の 他

- (1) 新居浜市に上記の警報が発令されていなくても、居住地域に同警報が発令されているなどして、安全な登校が困難な場合は、安全確保を第一とし、速やかにその旨を学校に連絡すること。
- (2) 学校では、自宅待機である旨などの情報を『学校ホームページ』・『学校情報メール配信システム』により可能な限りお知らせする。
- (3) 学校への問合せ等の電話が集中すると通話不能となるので、原則として問合せの電話はしないこと。